

## 根室市観光情報発信業務委託 仕様書

### 1 業務名

根室市観光情報発信業務

### 2 業務目的

本業務は、令和4年度に「DEEP HOKKAIDO NEMURO」をコンセプトにブランディングムービー（合計22タイプ制作（以下、「動画」という））を制作、令和5年度に「Great Nature in Nemuro」をコンセプトに根室の魅力をストーリーとして伝える感性に訴えるWebサイト制作及びデジタルプロモーションの展開に取り組み、観光プロモーション動画を活用したSNS、Webや動画配信等による効果的、効率的なプロモーションを展開してきたところであり、令和6年度及び令和7年度においても本業務と同内容の情報発信を実施したところである。令和8年度も引き続き国内外に向け根室市（以下「本市」という。）の観光PR及び情報発信を行い、本市の認知度向上や交流人口の拡大、関係人口の創出を図り、国内外からの観光客の増加を図ることを目的とする。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 ターゲット及び情報発信の内容

観光PR及び情報発信の仕様及び内容は自由提案とするが、以下の留意事項に沿って事業内容を提案すること。

#### (1) 対象市場及び対象者

##### ① ターゲット

###### 【国内向け】

- ・ 20～30代の女性<新規開拓層> ・ 40～60代の男女<従来の来訪層>

###### 【国外向け】

- ・ 欧米・アジアを主とした20～50代の男女<対象国に応じた年齢層に対応>

##### ② ターゲットの属性・志向

- ・ 食や体験に関心がある旅好き、美しい自然と絶景に関心がある幅広い層

※ より効果的なターゲットがある場合は、本市の特徴を踏まえ、客観的なデータに基づき、ターゲット設定の理由と期待される効果を記述し提案すること

#### (2) 使用媒体

観光PR及び情報発信を行う際は、以下の媒体を組み合わせて行うこととし、方法及び内容は自由提案とする。

##### ① Web

##### ② SNS (Instagram や Facebook 等)

##### ③ 本市が使用可能な施設や参加する観光関連イベントでの映出

##### ④ 国内外の旅行会社やファムトリップ等に対するプレゼン素材として映出

##### ⑤ その他、ターゲットに有効と思われるもの

## 5 業務内容

受託者は、プロポーザルの企画提案内容をもとに、本市と協議を行い、内容を決定する。

### (1) 必須事項

#### ① Web サイト管理運営及び更新作業

令和5年度に製作した根室市観光公式 Web (<https://www.visitnemurojapan.com/>) のデザイン、システム、サーバー、ドメイン管理を含め適正に管理運営及び更新作業実施すること。

※CMS に関しては、WordPress を使ってコンテンツの管理

#### ② デジタル広告プロモーション

これまで制作した動画及び Web サイトを活用し、本市の更なる魅力発信の拡大を目的に、国内外に対してデジタルプロモーションを展開すること。

##### <基本的な業務>

- ・ 広告クリエイティブについては、広告効果の最大化を図るうえで最適なクリエイティブを制作すること。
- ・ 広告プラットフォームは、下記配信ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を示したうえで、委託者との協議を踏まえ、決定すること。
- ・ 選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画、グラフィック、コピーライティングの制作・編集について実施すること。

##### <配信ターゲット>

- ・ 対象国は国内及び国外とし、事業目的や、本市観光客の動向などのデータに基づき、効果的であると考えられる「配信エリア、性別、年齢」等を設定すること。  
なお、最終的には委託者との協議を経て決定するものとする。

##### <実施に当たっての留意事項>

- ・ 配信後、クリック数、閲覧回数、閲覧者の年齢、地域、特性などの属性に係るレポートを適時提出すること。
- ・ 原則、デジタル広告により広告配信を行うこととするが、効果的であると考えられる他メディアがある場合は、その効果を示したうえで委託料の上限の範囲内において当該メディアを提案することも可とする。

#### ③ SNS 等を活用した観光情報発信

##### <基本的業務>

- ・ 「DEEP HOKKAIDO NEMURO」の公式 Instagram や公式 Facebook を活用して、根室の自然・歴史・食など多彩な魅力を発信すること。

### (2) 独自提案事項

上記(1)①~③の必須事項の他、イベント事業等での積極的な動画活用や効果的な露出場面等、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合には、企画提案し、本市と協議のうえ実施すること。なお、業務終了後、取組みの内容や結果

を記載した報告書を作成すること。

## 6 成果物

### (1) 業務実施報告書

受託者は、本業務の終了後、速やかに業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、業務実施によって得られた各種データを活用した効果検証や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

なお、ランディングページの製作に係る CMS ソフトウェア及びサイト用設定情報、サイト設計書を提出すること。

また、業務実施報告書の作成後、本市に対して内容の説明を行うこと。

### (2) 納品形態

紙媒体（3部）、CD-R（3枚）

### (3) 納品場所

根室市役所水産経済部商工労働観光課

## 7 成果品の帰属等

本業務の実施により生じた成果品（著作物）については、その著作権、所有権、その他の一切の権利は本市に帰属するものとし、その二次利用（印刷物の増刷、市ホームページへの掲載、テレビ各局への素材としての動画提供等）および再編集は本市において、自由に実施できるものとする。ただし、第三者が著作権、所有権、その他の権利を有する素材を二次利用する場合は別途協議して定めるものとする。

## 8 検査・完了

受託者は、作業工程ごとに必要に応じて監督員の検査を受け、全作業完了後、完了届とともに成果品を本市に提出し、本市の検査に合格した後に完了とする。

## 9 成果品の瑕疵

受託者は成果品の引渡し後といえども、受託者の瑕疵による不良個所が発見された場合は、本市の必要と認める訂正の処置を速やかに受託者の負担で行うものとする。

## 10 著作権等

(1) 本事業により制作される写真やイラスト、動画などの所有権や著作権は、全て本市に譲渡することとし、本市は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

(2) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 11 個人情報の保護

受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び根室市個人情報保護法施行条例のほか根室市個人情報保護法施行条例施行規則を遵守すること。

## 12 その他

- (1) 本業務の推進にあたり、実施内容を事前に協議するなど、本市との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2) 仕様書にない事項、その他疑義が生じた場合には、その都度協議する。
- (3) 写真画像に関しては、独自に手配したもののほか、本市所有の写真画像も使用可能とする。独自に手配した写真については、著作権・肖像権等について考慮することとする。
- (4) 観光施設等に対する取材の協力依頼及び調整については、原則受託者が行うこと。なお、取材に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。（飲食物、体験サービスの撮影、取材に関しては受注者が代金を支払うこととし、取材先に無償の提供を求めないこと。）
- (5) 本業務の実施にあたり、受託者の責に帰すべき事由により、本市または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (6) 受託者は本業務において知り得た情報について、他に漏洩または引用してはならない。なお、本契約が終了または解除された後も同様とする。
- (7) 受託者は本業務に関して、一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に実施するうえで必要と認められる場合にあっては、本市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

## 13 根室市について

本市は、北海道の最東端、太平洋とオホーツク海に突き出した半島とその付け根にあたる部分から成り立ち、明治2年に開拓の鉤が下ろされて以来、先人が築き上げてきた歴史と伝統を継承しながら、水産拠点都市として発展を遂げてきました。海や干潟、湖、川、湿原、森など自然環境と冷涼な気候、新鮮な海の幸に恵まれ、四季を通じて雄大な自然と様々な味覚を楽しむことができるまちです。

また、昭和20年の終戦直後に発生した北方領土問題を抱える本市は、「返還要求運動原点の地」として全国の先頭に立ち、正しい認識と早期解決への思いを国内外に強く発信しています。

その他の本市の観光名所や特産品等は以下のとおり。

- ・朝日に一番近いまち

本土最東端に位置する本市の納沙布岬は「日本で一番早く朝日と出逢える場所」として知られており、毎年元旦には、初日を拝もうと全国各地から多くの方が訪れます。

- ・水産都市

太平洋とオホーツク海という恵みの海に囲まれた本市は日本有数の水産都市として発展してきました。花咲ガニや水揚げ日本一のサンマを代表する味覚は全国的な知名度を誇り、秋には味覚のイベントも開催されます。

- ・金刀比羅神社例大祭

北海道三大祭りのひとつ「根室金刀比羅神社例大祭」は明治21年からの歴史を持つ祭り。約1.5tのお神輿や笛太鼓が行列をつくって市内を練り歩きます。

- ・貴重な自然・野鳥の宝庫

ラムサール条約登録湿地である春国岱・風蓮湖など世界的にも貴重な自然環境が市街地にほど近く位置しており、また、国内で観測できる野鳥の半分以上の種が確認されている「野鳥の宝庫」としても知られています。

- ・根室十景

- ・本市内のオホーツク文化、西月ヶ岡遺跡、根室半島チャシ跡群

- ・サンマ、花咲ガニ、棹前昆布、北海シマエビ、エスカロップ、オランダ煎餅

【根室市観光 PR 動画 DEEP HOKKAIDO NEMURO 全 22 編】

- ・根室市公式 YouTube チャンネル（観光 PR 動画掲載先）

<https://www.youtube.com/@nemurocityhokkaido7698/featured>

【根室市に関連する Web サイト】

- ・根室市公式ホームページ

北海道根室市観光公式 Web

<https://www.visitnemurojapan.com/>

根室市観光サイトねむろ NAVI

[https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/nemuro\\_navi/index.html](https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/nemuro_navi/index.html)

根室市観光振興計画

<https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/suisankeizaibu/shoukoukankou/keikaku/6944.html>

- ・根室市観光協会ホームページ

<https://www.nemuro-kankou.com/>

14 問合せ先

〒087-8711 北海道根室市常盤町2丁目27番地

根室市水産経済部商工労働観光課観光振興担当

TEL：0153-23-6111（内線 2224）FAX：0153-24-8692

E-mail：suk\_kankou@city.nemuro.hokkaido.jp